

議第四十五号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「別表第一の三」の下に「臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」を加え、「同令第九条の八第一項」を「医療法施行規則第九条の八第一項」に改め、「医療」との下に「臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。